

豊中市災害義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第42条の規定により策定された豊中市地域防災計画に基づき、被災した豊中市民に対して寄せられた義援金を適切かつ効果的に配分するため、豊中市災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 配分対象者に関する事項
- (2) 配分基準に関する事項
- (3) 配分時期に関する事項
- (4) 配分方法に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか義援金の配分に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 健康福祉部を所掌する副市長
- (2) 健康福祉部長
- (3) 財務部長
- (4) 市民協働部長
- (5) 会計管理者
- (6) 豊中市社会福祉協議会事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会に関する事務の処理は、健康福祉部地域福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年(2018年)8月31日から適用する。

副市長